

職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会開催要綱

1. 趣旨・目的

化学物質に起因する労働災害（休業4日以上）が、毎年600～700件程度発生している。このような中で、化学物質による労働災害を減少させるためには、事業者によるリスクアセスメントとそれに基づく措置の実施が重要であるが、これらの取組をより普及・定着する観点から、平成22年の労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」において、リスクに基づく合理的な化学物質管理を促進するための検討を行う必要がある旨が提言された。

労働安全衛生法令においては、有害物の工学的な発散抑制方法として、発散源を密閉化する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置（以下「局排等」という）の設置が義務づけられており、これらの措置を守ることによって規制となっている。このため、化学品の少量・多品種生産や生産工程の複雑化等、多様な職場の状況に応じたより効果的・効率的な発散抑制方法を柔軟に講ずることができない。

また、労働者が作業環境測定の評価結果を知り、自らの作業環境の状況を把握することで、労働者の安全衛生意識が向上し、適切な保護具の着用の促進等が期待されるが、現状では、評価結果は衛生委員会等を通して間接的にしか知ることができない。

本検討会では、リスクに基づく合理的な化学物質管理を促進し、安全衛生水準のより一層の向上を目指すため、局排等以外の発散抑制方法でも、より効果的・効率的に労働者の健康障害防止対策が採れる場合は、一定の要件の下で、導入できるようにすることについて検討する。併せて作業環境測定の評価結果の労働者への周知のあり方等についても検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入
- (2) 作業環境測定の評価結果の労働者への周知のあり方
- (3) その他

3. 検討会参加者

別紙参照

4. その他

- (1) 本検討会に座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会は、必要に応じ、参加者以外の者に出席を依頼することができる。
- (3) 本検討会は、原則として公開とすることとし、検討に当たり、企業活動のノウハウに係る事案等を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (4) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課が行う。